

# 医療情報取得加算について

当医院は、オンライン資格確認について下記の整備を行っており、薬剤情報、特定健診情報等の診療情報を取得・活用することで、質の高い医療提供に努めています。

- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています
- ・受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います

国が定めた診療報酬算定要件に伴い、2024年6月1日より、下記の通り診療報酬点数を算定いたします

## 【初診時】

### 医療情報取得加算1：3点（月に1回）

- 1) 健康保険証にて資格確認を行った場合
- 2) マイナ保険証にて資格確認を行ったが、診療情報の取得に同意しない場合

### 医療情報取得加算2：1点（月に1回）

- 1) マイナ保険証にて資格確認を行い、診療情報の取得に同意した場合
- 2) 他の医療機関から診療情報提供を受けた場合

## 【再診時】

### 医療情報取得加算3：2点（3ヶ月に1回）

- 1) 健康保険証にて資格確認を行った場合
- 2) マイナ保険証にて資格確認を行ったが、診療情報の取得に同意しない場合

### 医療情報取得加算4：1点（3ヶ月に1回）

- 1) マイナ保険証にて資格確認を行い、診療情報の取得に同意した場合
- 2) 他の医療機関から診療情報提供を受けた場合

正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします

